

地 発 0 9 2 4 第 2 号
雇 児 発 0 9 2 4 第 2 号
社 援 発 0 9 2 4 第 5 号
平 成 2 4 年 9 月 2 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省大臣官房地方課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律等の施行について（通知）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）については、平成 23 年 6 月 14 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同 17 日に参議院で可決成立し、同 24 日に公布されたところである。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号。以下「施行令」という。）が本年 9 月 20 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）が本日公布されたところである（別紙 1、2 参照）。

法、施行令及び施行規則の施行期日はすべて本年 10 月 1 日であり、法の趣旨及び内容については、平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」においてお示したところであるが、施行令及

び施行規則の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

記

第1 施行令の内容

1 本則関係

法における「使用者」とは、障害者を雇用する事業主のほかに、当該障害者が派遣労働者である場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含むとされている（法第2条第5項）。

これを受け、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）における船員派遣を受け入れる事業主を規定することとしたこと。

2 附則関係

- (1) 施行令は、平成24年10月1日から施行することとしたこと（施行令附則第1条関係）。
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の一部を改正し、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格事由及び取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に法を加えることとしたこと（施行令附則第2条及び第3条関係）。
- (3) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）において所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行令附則第4条関係）。

第2 施行規則の内容

1 本則関係

- (1) 法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業（施行規則第1条関係）
法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援

事業又は同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業とすることとしたこと。

(2) 市町村からの報告（施行規則第 2 条関係）

市町村は、法第 16 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 7 項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第 2 条第 4 項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならないこととしたこと。

障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 4 項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況

障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因

障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

市町村が行った対応

障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(3) 都道府県知事による公表事項（施行規則第 3 条関係）

法第 20 条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別

障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(4) 市町村からの通知（施行規則第 4 条関係）

市町村は、法第 22 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 8 項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の

確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないこととしたこと。

事業所の名称、所在地、業種及び規模

使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態

使用者による虐待の種別、内容及び発生要因

使用者による虐待を行った使用者（法第 2 条第 5 項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係

市町村が行った対応

使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(5) 都道府県からの報告（施行規則第 5 条関係）

都道府県は、法第 22 条第 1 項の規定による通報、同条第 2 項の規定による届出又は法第 23 条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこととしたこと。

事業所の名称、所在地、業種及び規模

被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態

使用者による虐待の種別、内容及び発生要因

使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係

都道府県及び市町村が行った対応

使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(6) 船員の特例（施行規則第 6 条関係）

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とすることとしたこと。

(7) 厚生労働大臣による公表事項（施行規則第7条関係）

法第28条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

使用者による虐待があった事業所の業種及び規模

使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(8) 法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設（施行規則第8条関係）

法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする事としたこと。

1日に保育する乳幼児（児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が5人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ウ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数

エ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

オ 設置者の4親等内の親族である乳幼児の数

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

児童福祉法第34条の15第1項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

半年を限度として臨時に設置される施設

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者

が当該幼稚園と併せて設置している施設

2 附則関係

- (1) 施行規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（施行規則附則第 1 条関係）
- (2) 以下に掲げる厚生労働省令において、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記することその他の所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行規則附則第 2 条から第 10 条まで関係）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）

厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）

以上